

令和3年度プレミアム付事業再開・帰還促進券 (プレミアム付ひろの商品券)販売のご案内(町民向)

○事業実施期間・・・令和3年度～令和5年度予定

○事業の目的

東日本大震災及び福島第1原子力発電所の事故から、10年が経過し、現在町内への帰還者数はおよそ9割となりました。福島県事業再開・帰還促進事業の1つであるプレミアム付事業再開・帰還促進券の販売事業については、帰還へ向けてのきっかけ、町内事業者での需要喚起の支援を目的としております。

○販売期間

- ・令和3年7月17日(土)～令和3年12月28日(火)
- ・7月17日(土)・18日(日)のみ広野町中央体育館特設会場にて販売

○ご利用期間

- ・令和3年7月17日(土)～令和4年1月16日(日)

○価格及びプレミアム率

- ・1セット10,000円(15,000円分)で販売(最大6セット購入可能)

○購入資格

- ・令和3年4月1日から令和3年6月30日まで広野町に住所を有している方
→町から世帯主様宛に『本人確認証』を送付します。

○商品券購入方法

- ・商品券購入の際は、町から発行します『本人確認証』と身分証明証(運転免許証や保険証等)の提示が必要です。

また、商品券の購入は、住民票上同一世帯の家族の方であれば代理で購入できます。その際は、商品券購入者と代理の方の『本人確認証』、代理の方の身分証明証の提示が必要です。なお、住民票上同一世帯以外の方が代理で購入する際は、委任状(任意様式)が必要となります。その際も、商品券購入者の『本人確認証』、代理の方の身分証明証の提示が必要です。

※『本人確認証』とは、購入者の確認と商品券の転売を防止するため、町民一人ひとりに対し、発行するものです。

○購入先

- ・広野町商工会窓口
- ・販売時間：9時～16時まで

※土、日曜日、祝祭日の販売は、7月17日(土)と18日(日)のみとなります。

○商品券を利用できる取扱店

- ・広野町内109店で利用できます。

○商品券の利用について

・商品券を利用する際は、町から発行します『本人確認証』の提示が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

また、商品券は、同一世帯の家族の方であれば代理でご利用いただけます。その際は、商品券購入者と代理の方の『本人確認証』を提示してください。

裏面へ続く

○商品券の利用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・金券、商品券（ビール券等）、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

※詳細は、広野町商工会または広野町産業振興課へお問い合わせください。

広野町商工会 TEL0240-27-2311

広野町産業振興課 TEL0240-27-4163

※お買い求めいただいた商品券は必ず有効期間内にご利用ください。返金等はしませんので
ご注意ください。

商品券の購入と利用の流れ

住民票がある方

- 1、町から『本人確認証』が届く
- 2、商品券購入の際は、広野町商工会に買いに行く
- 3、『本人確認証』と「身分証明証（運転免許証や健康保険証等）」を提示し、商品券を購入
※住民票上同一世帯の家族の方の分であれば、購入者と代理の方の『本人確認証』。代理の方の「身分証明証」を提示してください。
- 4、商品券の表紙に購入者名を記入する
- 5、取り扱い店舗に買い物に行く
- 6、『本人確認証』をお店に提示する
- 7、商品券で支払う（※おつりは出ません）
- 8、商品、サービスの購入をする